

神戸地方裁判所委員会（第1回） 議事概要

1 日時

平成15年11月27日（木）14：45～17：35

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）浅田文子，東徹志，鵜飼卓，大塚明，梶山雅信，小坂継男，酒井茂樹，角田嘉宏，芹田健太郎，玉岡かおる，福田康代，松山恒昭，森岡安廣，吉田博
（五十音順。敬称略）

（庶務）早苗知次，山本勇夫，寺田行廣，中村壽章，木村貴志

4 議題

（1）所長あいさつ

（2）委員長選任

（3）運営方針

（4）裁判所の現状等についての説明

（5）「神戸地方裁判所に期待すること」についての協議

（6）次回テーマ

（7）次回期日

5 議事

（1）所長あいさつ

松山所長：委員の皆様には，本日はお忙しいところを御出席賜り，まことにありがとうございます。委員会が開催されるに当たりまして，所長として一言ごあいさつ申し上げます。

最初に，各界において御活躍中の皆様方が，神戸地方裁判所委員会委員をお引き受けくださいましたことに対し，心から御礼を申し上げます。

さて，平成13年6月に，司法制度改革審議会の意見書が政府に提出され，現在，司法制度改革推進本部において，具体化のための検討がなされ，順次立法化されるとともに，最高裁判所でも意見書を受けて司法制度改革推進計画要綱を定め，順次新制度等の具体化が図られています。神戸地方

裁判所委員会はその具体化の一つとして実施されたものでございますが、まず、設立に至る経緯などを御説明をさせていただきます。

地方裁判所委員会は、司法制度改革審議会意見書において、「家庭裁判所委員会の充実，地方裁判所での同委員会と同様の機関の新設など，裁判所の運営について，広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである」との意見が出され，これを受けて，最高裁判所が積極的に取り組み，一般規則制定諮問委員会の審議を経て，地方裁判所委員会規則を制定し，本年 8 月 1 日から同規則が施行され全国の裁判所に設置されたものであります。

このように地方裁判所委員会は，地方裁判所委員会規則第 1 条に規定されていますように，「地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる」ことを目的に設置されたものであります。したがって，神戸地方裁判所委員会の場合，神戸地裁の運営に関し，各界で御活躍なさっている委員の皆様が率直な御意見を伺い，これを神戸地裁の運営に反映させようとする目的で設置されたものであります。これによって裁判所に対する国民の理解と信頼が高まり，司法制度改革の三つの柱の一つであります司法の国民的基盤の強化につながるものと考えております。

この委員会の性格について，最高裁判所の一般規則制定諮問委員会の委員長が，地方裁判所委員会規則制定のための諮問委員会において，まとめられているところがわかりやすいと思いますので，その概要を紹介させていただきますと，「地方裁判所委員会は，個別具体的な任官希望者に対する指名の当否の諮問を受けて，人事にかかわる問題につき答申をする下級裁判所裁判官指名諮問委員会のような，表現は適切ではないと思うが，重い委員会ではなく，裁判所の運営について幅広く，時と場合によればフリートーキング的な意味で自由闊達に御意見をいただいて，裁判所運営にできるだけ国民の意見を反映させるようにするとともに，委員会活動を通じて裁判所の P R 活動を行うことも考えているような委員会である」ということであります。つまり，神戸地方裁判所委員会は，神戸地裁の運営について，主として学識経験豊かな有識者委員の皆様から忌憚のない御意見を伺うとともに，それらの意見について，裁判所委員ら法曹関係者委員から意

見を述べることによって、学識経験者委員の皆様にも裁判所あるいは地域の司法事情について御理解をいただくという、いわば双方向の意見交換を行うことを目的としているものであります。言うまでもなく、裁判所の運営についての意思決定機関ではありませんし、審議会や行政機関に設置された委員会とも異なり、委員会として統一した意見を答申したり、一定の結論を出すことをその職務とするものではありません。

このような委員会の性格を反映させるため、神戸地裁では、委員の構成も司法関係者をできるだけ少なくし、15人の委員のうち11名の多種多様な御経験を有する学識経験者の方に御就任いただきましたので、法律家だけの意見交換では得られない幅広い視野や多角的な視点から、率直かつ建設的な意見を提起していただきたいと思っております。

そして、神戸地裁といたしましては、皆さんの御意見等を参考にしながら、今後とも上質な司法サービスを提供することができるよう、全力で取り組んでいく所存でございます。

終わりに、神戸地方裁判所委員会が実りの多い意義あるものとなることを期待いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

(報道機関退席)

(各委員の自己紹介)

(2) 委員長選任

事務局長の議事進行により、松山恒昭委員が委員長に選任された。選任までの経緯は以下のとおりである。

委員：司法改革の一環ということであれば、何年先なのかわかりませんが、裁判員制度というのが出てくるんだろうと思います。そうすると、そのときには裁判官と我々アマチュアの人とが一緒になって議論をすることになりますが、プロの裁判官が話を聞いてくれないような運営をされると、具合が悪いとか、考えていました。ただ、司法改革の中で裁判官が大きな役割を果たすのは当然なので、その裁判官が国民の意見を十分に聞けるような運営を心がけなければ、その裁判員制度もできないだろうと思います。とすれば、この会議は特に裁判員制度と違って、何か決定しなければならぬわけではないわけですが、いわばその準備というんでしょうか、その裁判官が委員長になっ

て、我々の意見をじっくり聞くような運営の範を示すというのがいいのではないだろうかと考えております。そして、私は、国だとか兵庫県の幾つかの委員会、懇談会の委員長、座長をしてまいりましたが、そのときには、事務局との連絡だとか、あらかじめの議題の選定だとか、いろんなことで大変しんどいところがありますので、この際、滑り出しがうまくいくという意味からすれば、裁判所長の委員が委員長というのが一番いいんじゃないかと考えました。条件としては、よく聞く運営をしてもらいたいということでございます。

委員：私が少し見たところでは、こういうのをまとめられるのは芹田委員か裁判所長か、どちらかがいいなと思ってました。しかし、今、前の委員が言われたことはもっともだと思いますので、そういう意味では、所長に直接委員長をやっていただいてもいいと思います。ただ、本当に、裁判所側でなしに、きっちり皆さんの意見を聞くという、そういう条件でやってもらわなければならないと思ってます。

委員：私も同感でありまして、意見を広く聞く場であるということでもありますので、よくわかった方がうまくリードして聞いてくださる方が意見も述べやすいかなというふうに思います。

よくわかった方ということで、やはり所長ということになるのかもしれませんが。

委員：私も全く裁判所とか裁判というのがわからないので、何を言っているかわからないところがありますので、まとめる方は、やはりわかった人でないといけないと思ってますので、今言われたような方向でいいんじゃないかと思えます。

委員：私は、所長にお願いするのはちょっと負担が大きいのではと思います。私たちが意見を申し上げるのに、それでしたらフェース・ツー・フェースという形になってしまいますので、そうではなく、私たちの輪の中の一部にいらっしゃって、みんなのお話を聞いていただくという形の方が、一番聞いていただく身にとっては聞きやすいんじゃないかなと思います。やはり面と向かって言われますと、一々それにコメントをなさらないといけないでしょうし。それよりも私たちが自由自在に話をしているのを、傍らでオブザーバー的に

聞いていただくという形の方がいいかと思しますので、私は、こういうことにお詳しくていらっしゃる方ということで考えさせていただくと、芹田委員が適任ではないかなと思います。

委員：私は、他の委員会に出ておりますが、事務局との連絡というのは本当に大変だろうと思います。そのようなことを考えますと、委員の皆様もお忙しい方ばかりのようですので、大変だろうとは思いますが、裁判所長の方で受けていただけたらよいと思います。

委員：既にお名前が挙がっておりますけれども、裁判所長か芹田委員以外にないなと考えます。

委員：基本的には、委員長は主催する者はやらない方がよいと私自身は思っておりますが、今回は、余り裁判所のことを知らない方が多いわけです。そうすると、問題の所在がわからないので、所長にやってもらった方がいいなと思います。

委員：私も皆さんがおっしゃっているように、やはり一番裁判所のことをよく御存じの方、この15人の委員のまとめ役で力のある方ということで、私も所長がいいかなと思います。

委員：第1回目でございますし、どういった議論が出てきて、どういった問題を実行に移す必要が生じるかというのは、私も進む方向が見えていません。第1回でございますので、所長にやっていただいて、議論がずっと固まってきた段階で、もしそれがまずいというのであれば、また別の方ということでいいんじゃないでしょうか。

委員：委員長として所長が不適任であるなどと思っているわけでは全然ございません。しかし、あくまで制度の趣旨として、裁判所の運営について諮る委員会ということであれば、法曹以外の方である1号委員の方から選任するのが妥当なのではないかと思えます。

その意味で、私の意見としましては、御面倒だとは思いますが芹田委員に、もしお引き受けをいただければありがたいというふうに考えております。

委員：委員会ができて最初ということで、どういう流れになるのかということがわからないことでもありますし、裁判所の中身をよく御存じですし、やはり所長になっていただくのが一番いいと思います。

先ほど意見も出ましたけれど、事務局との関係もあり、その意味で外におられる方は、今流れてないものですから、会議を招集するとかその辺はやはり事務的な対応があると思います。

事務局長：それでは、裁判官委員の2人を除きまして、全員の方の御意見を賜ったんですが、非常に人気があるのは、芹田委員と松山委員ということでございます。人数からまいりまして、松山委員を委員長ということで選任させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。(拍手)

委員長：御指名いただきまして、責任を実感しております。一言ごあいさつ申し上げますが、今、委員の方々から御指摘がありましたように、よく聞く耳を持ってやらせていただくとお約束いたします。規則を見てみましたら、委員長の仕事というのは、会務を総理し委員会を代表とするというふうでございます。具体的には委員会の議事の進行に当たるというのが一つ、それから委員会を代表して、委員会を出していただいた意見に対する検討を地方裁判所の方に指示したり、委員会の運営のために必要な事項を地方裁判所と調整するということであると考えております。この委員会の設置目的が円滑に実現できるように微力ながら進めてまいりたいと思っていますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

ただ、この委員会というのは、先ほどもあいさつで言いましたけれども、双方向の意見交換をすることがこの委員会の目的であると思いますので、この委員会の特殊性として、委員長も議事進行だけでなく、ときどき委員としての顔というのを出させていただいて、自由な発言をすることもお許しいただきたいと思っています。どうぞ御理解よろしく願いいたします。

(委員長代理指名)

先ほどの委員の方々の御意見やこの委員会の性格から、この委員会の運営についても親しく御意見いただける方という観点から選ばせていただきまして、芹田委員にお願いしたいと思うんですが、お引き受けいただけますでしょうか。(拍手)

(3) 運営方針

委員長：運営方針につきましては、先ほどもあいさつで申しましたけれども、諮問・答申というような形にこだわらずに、委員の皆さんから率直な意見を述べ

ていただくという委員会の趣旨からすると、細かい定めなどは置かずに機動的かつ柔軟な運営をしていくということはどうかなというふうに思うのですが、御意見はいかがでしょうか。

委員：運営方針は、テーマを絞ってということの方がいいんじゃないでしょうか。そうでないと余りにも広がり過ぎてしまうのじゃないでしょうか。

委員長：例えば、定足数を決めておいた方がいいかとか、議決要件を決めておいた方がいいかとか、そういうことがあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

委員：定足数を決めると、それに縛られて会議ができなかったりという気もします。会議を開くときには、事務局の方に調整をしてもらうということでもよろしいのではないのでしょうか。この委員会でいろんなことを決めて諮問するか、そういう決められたことはあるんですか。

委員長：それはありません。運営をどのように行っていくかは、この委員会で決めなさいというふうに規則ではなっております。

委員：あまり細かいことは決めない方がいいのではないかと思います。

委員：やはり、定足数を決めるといったら議決の問題があるわけですが、これは議決機関ではないわけです。ですから、定足数なんて決めなくてもいいと思います。ただ、皆が集まりやすい日を選定していただくためには、急に言われても皆出られませんから、一定期間前に事務局から通知をしていただくような決まりといいですか、申し合わせがあればいいのではないかと思います。

委員：私は政府の懇談会の座長をしていたことがあるんですけども、基本的には別段そういう決まりはありませんでした。そのときは、政府に答申をして何かを実現するということが1つ目的にあったものですから、どうしても最後まで異論を持つ人がいれば押し切らないということだけは決めました。それで、ある件で異論のある人に対して、一生懸命事務局からも説明させましたし、現実には実現をしたんですが、それでもなおかつ細かい規則とかは設けませんでした。できるだけ委員の方々が、そういうふうにしてきましたので、その方がいいのではないかと思います。

ただ、先ほど前の委員からもお話がありましたが、突然、いつごろ開くぞと言われたのでは難しいし、たとえ定足数がないにしても半分も来ないで意

見を聞かれて、意見を聞いたぞと言われても困る気がしますので、やはり、過半数は委員の方がおいでになるというようなことを暗黙の了解で、規則はつukらないという方がよい気がいたします。

兵庫県も、各種の委員会では、特にそのようなことは決めてないようですので、多くの委員が集まる日を選んでいくというのが実情かと思ひます。

委員長：後ほど、次回期日、次回テーマは皆さんに諮って、皆さんの御都合のいい日を設定するというような形で考えたいと思ひております。

では、特に規則的なものはつukらないで、今の御意見を記録に残しておくというようなところで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員：委員会の中で、委員として裁判所に意見を述べるとすると、委員会の意見というのはどこに集約されるのですか。委員が言ったことがすべて委員会の意見となるのか、あるいは違ふのか。先に委員のおっしゃったように、これは絶対やる必要があるというような場合に、異論があったときに、それはこの委員会の意見となるのか、ならないのか。

委員長：委員会として、議決しようというような事柄が出たというときには、そこでやっていただければいいんじゃないかと思ひます。そうではなくて、今、大多数の方はこうだけれども、強く反対する方がいらっしゃるといふのは、裁判所の方としてはそういう受けとめ方をさせていただいて、そういう御意見を参考にして運営に生かしていくという、そういうイメージを描いているのでございます。

委員：基本的には賛成でございます。ただ、今、まさに委員がおっしゃったように、当面ないとは思ひますけれども、何か意見具申をするというときに、暗黙のままで意見具申をするというのも、これは会議体としてはある意味で無責任でございますので、規則とかいうことでなくても、とりあえず暫定的には、過半数の委員が出席して、もし議決をする必要があるとすれば、やはり過半数で決める。それぐらいの申し合わせでとりあえずスタートして、必要が出てくればその段階でさらに整備をするということではいかがでしょうか。

委員：それでいいと思ひます。やはり、今、御指摘があった、委員会の意見がたくさんあったら、何かまとめなければならぬ可能性はありますね。これは委員会として述べるのであって、委員として述べるのではない訳ですからね。

そうすると、取りまとめの方式はやはり要りますね。そういうふうを考えたら、今、委員がおっしゃったように申し合わせておくことでいいのではないかと思います。

委員：あらかじめ委員会にこういうことについて意見を述べるというのがあれば、今のシステムというのは生きてくるんだと思うんですが、そうではなくて、例えば国民の意見はどうなのかとか、裁判官に対する注文だとか、裁判所に対する諮問とかいうときには、委員会全体でまとまるなんていうことはないと思います。

それで、原則ですが議事録は公開されていて、つまり委員会として議事録あるいは議事要録が出ていて、その中で言われている意見というのはやはり委員会の意見だと思うんですね。特定のことについての意見ではありませんけれども。

だから、裁判所から特定のこれについて意見を言ってくれと言われたら、多分議決する必要というのがあるかもしれませんが、そうでない限りは毎回、毎回、委員会の意見だというのを取りまとめる必要は必ずしもないのではないかと思います。取りまとめるよりも、むしろ、この委員会の趣旨はいろんな人がいろんなことを言って、議事録に残って、裁判官がそれを読んで、うーん、そうなのかというふうに回覧して読むことの方が大事なのではないかなというふうに私は思っております。

委員：この委員会は、仮に神戸地裁に対してこの委員会で意見を提出した場合に、実現方については、法的な義務はないのでしょうか。

委員長：先ほど御説明させていただきましたように、御意見を参考にしてやっていきたいということとして、法的な義務はもちろんございませんし、どういうことについて、どういう意見をいただけるかによって、また変わってくるかと思います。

委員：単に、この委員会は裁判所の運営に関して、いわば国民の一人としていろんな意見を申し上げて、裁判所の運営に関して裁判所の方で参考にしていただくというような意味の委員会という位置づけでよろしいのでしょうか。

委員：議決するようなことがたとえあったとしても、それが全体の意見ですというような格好で出てしまうと、これは皆さんの意見を広く聞くという趣旨が

ら少しずれるような気がするんです。ですから、そこは少数意見としてこういう意見もあったという格好で、附帯して残していただく。

諮問するとか、何かを答申するとか、そういう決定機関ではないということですので、幅広く参考意見として述べさせていただくと、そういうふうにご考えておいたらいいのかなというふうに思います。

当然ながら、何か決めなきゃいけないなという場合にも、そういう少数意見としてもこういうことがあったということを、きっちりと残していくということではいかがでしょうか。

委員長：今の御意見についていかがですか。反対をなさる方はいらっしゃいませんか。私が最初に言いましたように、議決していただくような案件というのは恐らく出てこないんじゃないかと思います。それよりも、むしろ自由なところでお話を聞かせていただいて、なるほどこういうふうな視点からの考え方があるのかというところで、その考え方を裁判所の方で検討していく。そして、その結果をまた御報告させていただく。そういう運用なのかなと思うんですけれども、もし委員会として意見を取りまとめることがあったら、そのときに、これを議決にしましょうというような形で取りまとめていただいてもよろしいかと思います。

きょうの皆さん方の御意見としましては、先ほどまとめさせていただいたような過半数を大事にしよう、しかしながら、少数意見もきちんと出るようにしておこうと、こういう御意見というふうに取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。（拍手）

（議事の公開）

委員長：それで、一つお決めいただきたいと思うんですが、委員会の議事の公開とその方法につきましてどうしましょうかということなんです。第1回は、先に委員の方々の御意見も伺ったと思うんですが、冒頭部分だけ報道機関にカメラ、ペンとも公開させていただくということにいたしました。

今後どうするかということなんですが、議事進行の観点からひとつの考え方として、申し上げさせていただきたいと思います。この委員会の性格から、委員の皆さんの自由闊達な意見交換を確保するという趣旨からすると、報道機関に対しては、今後も冒頭部分だけ公開するというふうにして、委員会終

了後に委員長が委員長代理に同席していただいて記者会見に応じて、その日の議事の概要等を説明する、加えて議事概要を神戸地方裁判所のホームページに掲載するというふうにしてはどうかということです。

なお、掲載するときに発言者のお名前を入れるかどうかということにつきましては、両説あるかと思えますけれども、誰が言ったかということが重要ではなくて、どういう意見があったかということが大事だということならば、発言者については個人名まで出す必要はないという考え方もあるかと思えます。委員の方々の御意見をいただきたいと思えます。

委員：意見は後にさせていただいて、ちょっと質問という形でお聞きしたいんですが、市とか県の委員をやっていらっしゃる方で公開、非公開の実情をもし御存じであれば、参考までに御説明をいただければと思います。必ずしもそれに従うという意味合いではございませんが。

委員：私も、県の委員会などにかかわっておりますけれども、やはり、報道機関の方の撮影というのは、委員会の中で話し合いをして決め、会議が始まる前だけということの方が多いですね。それから発言ですが、誰が発言したというようなことは省いているように思います。発言内容だけを取り上げているケースが多いようですね。ホームページの方でも、そのようになっていると思います。

委員：同じく、私も県の委員をいろいろさせていただいて長いんですけれども、情報公開が言われるようになったのは本当にここ5、6年のことだと思うんですが、それ以降は、公開について我々自身で意見を交換したこともあるんですけれども、やはり時流といいますか、情報は積極的に公開していこうということになっているようでして、逆に、委員としてではなく県民というか市民の立場からすると、そういう委員会でどういう意見が出ているのかというのを簡単に知ることができる、そういう窓口を開くということは大変大事だと思うんです。

個人名の公開については、最初に名前を公開した委員会がありまして、そうすると、たちまちいろいろな資料なり抗議なり嘆願文が届いたりということで収拾がつかなくなったということで、議事録の中には単に議長、委員という二者の塗り分けで掲載されるケースが、今は多いように思います。

マスコミに対する公開については、テレビが入るときには、事前に委員に了解をとっていただけるようであり、行政の場合は、冒頭部でニュースのときにこういう委員会が開かれまして、この案件が話し合われましたと、そういうテロップつきで短い報道に使われる、そういうシーンを撮影されるということしか私は体験がありません。

意見としましては、公開をしていただいて、個人の名前は伏せていただいて、単に委員、委員長、または事務局という三者の記載でいいのではないかと思います。

マスコミには冒頭だけということで、もし中身についてマスコミの方が知りたければ、やはりホームページを見ていただくという、一般市民と同じ立場におりていただくのがいいかと思います。

委員：結論的には、今日のように冒頭部分だけでいいのではないかと思います。

なぜ冒頭部分だけかといいますと、記者等がいたら自由に言えない、ちゅうちょなさる方はおられるんじゃないかなというのと、それから、ちょっと格好のいいことを言ってみるかとか、余計なことが考えられるので、それはない方がいいかなという気がいたします。

議事録の公開に関して言いますと、どういう形であれ、事務局が委員に対しては名前の入った議事録を送ってきて、修正を少なくともすることは必要なことだろうと思うんですが、そこから先は名前を除いたものを出すのか、あるいは議事要録にするのか、そのところは大変難しいんだろうという気がするんです。ホームページまでやるのなら、そこは議事要録だけであって、それから、なおかつ知りたいという方は名前のない議事録はありますよと、二段構えでもいいのかなという気がいたします。

ただ、議事要録で、我々が、裁判所あるいは裁判官に対してこんなことを言っているというのが見えてこないようであると、後からもうちょっと何とかしてよというふうなことが出てくるかもしれませんけれども、県の復興10年委員会も大体その線ですね、教育委員会も、私は委員をしていますがそうですし、多分それでいいのではないかなという気がいたします。

委員長：議事録を作った上に議事概要を作りますか。

委員：それは、国はもう昔からそうしているはずです。私は国の懇談会の委員を

していたときには、議事録と議事要録を作成し、議事要録は発表しております。それに地方自治体もならってきているので、裁判所は、私は初めての経験ですからわからないんですが、そのところは情報公開の性質からいって、ゆるがせにできないのではないかなというふうに思っています。

もとがないと、こんなことを言った覚えがないということになるのではないかと思いますので、やはり、ここは面倒ですけれども、ほかの委員、欠席の委員もおられますので、議事録自体は、やはり委員の間ではきちんと回すというのが原則ではないかなというふうに思っております。

委員：議事要録を作るのか、全記録を残すのか、その辺は、私はまとめ方の内容だと思うんです。要録のようなものでいいんじゃないかと思いますが、それを公開すべきじゃないかと思います。ただ、発言者は載せないようにしたらいいんじゃないかと思います。それから、冒頭にそういうふうにマスコミがお入りになるのもいいんじゃないかと思います。

委員：マスコミにはちゃんと公開していただきたいと思います。

それともう一つ、議事録にするとか議事録を公開する、あるいは議事要録を公開するということなんですけれども、こういうふうに話し言葉でしゃべることと書き言葉になるというのは、ニュアンスが違いますので、後で出てきたら、こんなふうに言っていないんだけどなと思うことがあったりするんじゃないかなという心配はあります。ニュアンスが違うように書かれているということがあってはいけないと思います。

委員：それについて、現在所属しているところの委員会の議事録を作られるときには、こういうふうにまとめましたがいかがですかということで、一応、ファクスをいただくことになってます。私もこういう地方の言葉でしゃべりますし、重複が非常に多かったり、しゃべる言葉をそのまますると何を言っているのかわからない場合がよくありますので、それを一応、事務局でまとめていただいて、しかも、一旦、本人に確認をとっていただくという手順を踏んでもらっている場合が多いようですので、そのスタイルを導入してはいかがかなと思います。

委員長：事務局の方で検討してますのは、今、委員からおっしゃったとおりのこととして、やはり見ていただいて、ちゃんと直してもらわないと困る、ただ、

その直すときに次の方の発言と整合性のつくような形でないと、別のことになってしまうので困る。その辺の技術的なところはるかと思えますけども、そういうことは事務局の方は考えております。

委員：私らは、実はマスコミには非常に攻撃されることが多いので、先ほど言われてましたように、冒頭のところだけというのは、それでいいんじゃないかと思えます。マスコミがずっとおられると、そういうことで私らは物すごくプレッシャーを感じます。

それから、情報の公開という分野が、一番、日本人としては遅れているのではないかと実は思います。それで、基本的には、情報というのは公開しないといけないものだとずっと思ってますので、そういう意味では議事録は、先ほど委員が言われたように、名前を固定しますと後からいろんなことがありますので、それを抜きで議事録は公開すべきだと思いますし、してもらった方がいいと思います。

委員：県立病院では、その運営を公にしようということで、運営委員会というのがありまして、当初非公開で行われましたが、行政の指導で全面公開するというので、委員会にもマスコミも入って、傍聴希望者もいいというルールで運用されております。

ただ、そこでプライバシーの問題が上がってくることがありますので、そういう話題のときには退席していただきます。誰が何を言ったかまでは公開をしない。話し言葉は訂正して、議事録としております。

報道機関への公開は、先ほどからのお話に賛成です。ここにずっとカメラが入っていたら、やはり自由にお話ができないと思います。

委員：過去は、確かに非公開が多かったのですが、平成11年か10年ぐらいからは、公開するべきだという方向でまとめています。

そのときに、どうしてもできないものは、個人の保護というんですか、この件でどうしても無理だと、そういったような審議会の場合だけ非公開を認めます。

それから、議会の委員会も公開に踏み切って、あらかじめ傍聴の申し出を受けて、許可制というんですか、基本的にはすべて許可にしていますけれども、全面的に公開されています。

それから、一つプランを作るということを最初から最後まで全部公開させてもらいました。場合によれば、傍聴に来ている方からも意見をもらって、ある意味自分たちの活動をPRするというんですか、そういう面からも全面的に公開しました。

この委員会は、どちらの方向を向いていくのかという話なんですけども、相当シークレットに関することをおやりになるのか、あるいは開かれたことをやろうとしているんだよということをPRするのか、それによると思うんですけども、後者であれば、全面公開してもいいんじゃないかなと思います。

委員：調停では、裁判と違いまして、非公開で、守秘義務があるということで、何でも安心してお話しいただくことになります。この会も自由な話し合いが十分にできるように非公開でお願いしたいですし、できれば、議事要録の方向でいっていただければありがたいと思っております。

マスコミにも冒頭だけでいいと思っております。もし発言内容を出すのであれば、個人名を出さないこととしていただきたいと思います。

委員：情報を公開するというのは、私は原則だと思うんですが、今、具体的にどういうふうな開示をしていくかというところで、いろんな意見があろうかと思うんです。私に関係している団体で正式な会議というのは、速記をとって、先ほどおっしゃった議事要録のものと2種類ぐらいの議事録、また議事要録というようなものを作っているの、外部に出すときには本当に要録と申しますか、ポイントだけ書いた、要旨だけ公開するというのでいいと思うんです。基本的に、委員がしゃべりにくくならないような感じで、要点のみ開示するというのでいいと思います。

マスコミに対する公開も冒頭だけで結構です。

委員：私は、基本的には公開すべきだと思っております。ただ、確かに、カメラが回っているのと、記者がいらっしゃると、若干差があるとすれば、ここでの差はもしかしたらあるかなという気はしておりますけど、基本的には議事全体を公開すべきだと思っております。

その理由は、一つは情報公開の流れ、知る権利。もう一つ、議事概要あるいは議事録の公開でも足りるじゃないかという御意見も当然あると思うんですが、ただ、そこで私がいつも思うのは、議事概要というのは、ニュアンス

が伝わってこない。したがって、その意味では、もちろん我々が最終チェックはするにしても、できるだけその場の雰囲気や損なわないような形での議事録を公開していただいた方が、ニュアンスが伝わるんじゃないか。これが私の意見です。その意味で、議事録よりもさらに、例えば、記者なら記者の方が、その方の主観をある意味ではまじえて、感想というものを報道していただくというのも、開かれた裁判所という意味では非常に意味があるんじゃないか。裁判所の運営について市民が注文をつける、あるいは意見を述べる、裁判所からの御意見も伺いたい、ということであれば、裁判所の運営に市民の意見を聞いているということのアピールするという意味では、できるだけその空気が伝わってくるような形での公開の方が望ましいと思っております。

委員：私は、マスコミは、やはり冒頭だけでいいんじゃないかということと、中まで入るのはやはりよくないんじゃないかと思います。個人的に誰がこんなことを言ったとかいうような、言った人に影響があるということも考慮に入れる必要があると思いますので、それはよくないのではないかと思います。

議事録をきちっと作るということはよいとして、公開するのは、全部公開するのではなくて、要約でいけるのではないかと思います。もし、詳しいことが知りたいというのであれば、その人には特別にまた何か措置を考えて、委員の名前を消したものを公開するとか、そういうことでいいのではないかなというふうに思います。

委員：裁判所では、逐語録という証言内容を一つ一つその言葉どおり残して記録に残すという、そういうことがございます。それは、その証言の信用性とかを裁判官が読んで判断をするために、どういうところで言いよんだかとかいうのは非常に参考になるものですから、そういう調書をとるわけなんです。ただ、読んでみますと、本当に日本語としてはちゃんとした文章になってなかったり、繰り返しがあつたりします。我々が質問したりするときも、なかなか上手に質問できてなくて、何でこんな下手な質問しかできないのかなというふうに思ったりすることがあるわけなんです。

先ほどからの問題は、議事録をどうするかという問題とマスコミに公開するかという二つの問題なんです。議事録を非常に逐語的なものにするとなると、発言するときからちゃんときちんとしたものになるように準備して、

心構えをそこからしていかないといけない。ここでの皆さんの議論を聞きながら自由闊達に思いついたところ，あるいは感じたところを自由に発言するというふうなことはなかなかしにくくて，これが文章になって議事録に載るとどうなるのかというようなことを考えると，なかなか自由に意見を言いにくいのかなという，そんな感じがいたします。

そういうことで，議事概要をまとめて，そして，それを発言された方に御覧いただいて，ここはもうちょっと膨らましてほしいとか，ここら辺は削ってほしいというようなところを，御意見を取り入れながら作るのがいいのかなというような感じもいたします。

それから，我々は，例えば，いろんな裁判制度の中のことについて御意見があったときに，こういう実情なんですという説明をさせていただくということもあろうかと思えます。そのときに具体的な事件の話させていただくとよく御理解いただけると思いますが，前にマスコミの人なんかがいまして，それをそのまま報道でもされたりすると，これが進行中の事件ですと，後々問題が生じたりもいたします。

そうすると，そういう点はちょっと発言を遠慮しておいて，やめておこうかというような形にもなりかねません。議事録の方もそういう点まで逐語的に残してしまいますと，ちょっとどうかなという感じがいたします。

そういうことも考えますと，議事録は，委員のおっしゃったように，ある程度ニュアンスも残しながら，皆さんそれぞれ発言された方に御覧いただいて，そして，こういう形で自分の意見は残したいということで，議事概要というふうな形に残して，具体的な事例とかは削らせていただくというふうな形に残して，それで議事概要という形にするのがいいのかなと，マスコミの公開の点もやはりそういうふうな話も出てまいりますので，冒頭部分だけでやらせていただくのがいいのかなと，そんなふうに思っております。

委員長：全員の御意見を伺いましたけれども，大多数の方は，マスコミはペンもカメラも冒頭のみ，議事概要をホームページ等で公開する，議事概要作成に当たっては氏名は入れない，発言者は委員長と委員というような形で表示する，議事概要作成に当たっては，原稿段階で各委員の点検を受けて確定するという御意見だと思っておりますが，そのように取りまとめさせていただいてよろし

いでしょうか。

委員：それで結構ですが、全面公開を主張された委員が複数あったと、つけ加えられた方がいいんじゃないでしょうか。

委員：私も全面公開といいましても、これは秘密だよというような部分は除いた部分で公開すべきだと考えております。

委員長：今のお話からしますと、一般の方への傍聴はやめようということが前提になっているように思いますが、そういうふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。全員賛成ということでよろしいですね。（拍手）

（４）裁判所の現状等についての説明

事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官及び総務課長から，神戸地裁の組織，事件動向，司法情報の提供等の概要について，別添資料に基づいて説明を行った。

（５）「神戸地方裁判所に期待すること」についての協議

委員長：「神戸地方裁判所に期待すること」ということで御意見を伺います。そして，委員の方々の御意見をもとにして次回のテーマを決めさせていただきたいと思います。

委員：裁判も大事ですけども，裁判以外で紛争を解決するというのも非常に大事だと思っております。

私は，司法書士と同時に神戸家裁の家事調停委員をさせていただいておりますが，二つのことを通じて，大きな問題は別として，家庭内の問題とかあるいはそう大きくない問題でしたら，裁判で白黒決着するよりも裁判外，例えば調停なんかを活用したらいいと感じています。調停の中で休日にしてくれないとか，あるいはどうしても５時，６時まで仕事があるから仕事が終わってからの時間というのはだめですかという，そういう声をよく聞きます。休日並びに夜間の調停なんかをしていただくことができないのでしょうか。実際に裁判所の方でも夜間調停なんかをやったことがあるらしいんですけども，もうちょっと夜間調停，休日調停なんかをPRさせていただいて，利用できるようにした方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

ADRを，今，勉強しているんですけども，アメリカのブルックリンというところで民間調停をやっているらしくて，来年，たまたまそこに視察に行

ける機会がありますが、そこでは、お昼休みとか日曜とかに調停をやっているらしいので、そういったものを神戸地裁、神戸簡裁においても取り上げていただくようなことができないのかなというように考えています。

委員：いろいろ説明を聞かせていただきました。テレビ、ニュースや新聞から見聞きすると、かなり長期化している裁判ばかりが多いものですから、審理期間が短くなっていることがわかりました。

委員：この委員会は、メーンの趣旨として市民に親しんでもらいたいということから出発していると思うのですが、今まで裁判所に縁がなかったとおっしゃる委員が多かったり、裁判に親しんでもらうといっても、いざ自分の身に争いの火の粉が降りかからないと、なかなか裁判所って敷居も高いし縁のない場所だったような気がするんです。

ですから、本当にここを親しむ、縁を持つという第一のきっかけのところでも、まだまだ大きな川のようなハザードが横たわっているような気がします。こういう、直接訪ねて裁判所のことを知るきっかけというのは大きいと思うんですが、そこまでみんながどうやったら動くか、その間に横たわっている川を渡るかということで、広報の力が非常に大きいと思うんです。

今はホームページもありますけれども、何とか市民に裁判所ってこういうところですよとか、こんなときに来ていただけるんですよと、そういうことを情報発信できる方法を、我々もこの会の中でアイデアを持ち寄るみたいなことや、逆に、もうちょっと積極的に、今やっている方法では多分不十分だから、その検討なんかもこの委員会でしていってどうかなという気がします。

委員：一般的に裁判所について幾つか感じていることがあるんです。紛争処理の専門家として、紛争処理のことについていろんな手法を磨いていくということについての御努力は大変敬意を表しているところです。一つ足りないかなというふうな気がしておりますのは、例えば、国際人権法学会ですけども、戦後処理の問題、裁判でずっと洗い出しているんな議論をしております、地方裁判所というのが我々にとって一番身近な裁判所であるにもかかわらず、どうも遠いんじゃないかという意見が大変多かったんです。感じていたのは、裁判官の感覚というのがどうも我々の感覚と違うんじゃないか、つまり、庶

民感覚というんでしょうか，異業種交流というふうな点が少ないんじゃないかということです。それで，法論理を組み立ててきてすぱっと切られて，それは少し世間の常識とは違うのではないかと，こういう感覚を持っている人が随分ありました。

私自身も，戦後処理の判例をずっと幾つも読んできておりました，世界のほかの国の判例，それから国際機関との関係でも見ておきますと，やはりちょっと常識が違うんじゃないかという気がしております。例えば，国際交流というんでしょうか海外出張ということ，あるいは在外での勤務だとかに，行政官に比べて裁判官というのが非常に少ないんですね。そして，学会に関しても，私どもの学会にはメンバーとして入っておられません。裁判官が国際学会に出張されるということもまずほとんどないんですね。

だから，そういう機会を裁判官として持っていただけたらなというのが，学会における議論でもありましたし，私どもが国際学会に出かけていっても，なかなか日本の裁判官の顔が見えない。そして，例えば，私，たまたま国際人権法学会の理事長をしておりましたが，ほとんど全部どこにも裁判官の顔がないんですね。

だから，そういうこともあって，できるだけ異業種交流というのを積極的に進めなければ，だんだん裁判官が国民から離れていくんじゃないかという危惧を持っております。特に，高裁に行って最高裁に行ったら，最後は負けるかもしれないけども，地裁段階で庶民感覚の判決がたくさん出ることになれば，それは国民に近い裁判所になるんじゃないか，地裁が一番近いので，そのことを判例を読む立場からすると，特にそういうふうに思います。

今，裁判所が広報について大変力を入れておられるわけですが，この委員会も，趣旨からすれば，国民から広く意見を入れて，裁判のありようを考えるとということであり，そして，裁判員制度ができ上がれば，国民は必ず裁判員として入ってくるわけですので，子供たちの教育の面からも大変重要な意味を持っているので，裁判所を知ってもらうという観点のみならず，実は裁判官がこれから一緒になって判断をしていく人たちを育てるという意味でも，もう少し広報活動の観点を変えなきゃいけないんじゃないかと思います。

役所には，来てくれないという発想があるんですが，自分たちで行くこと

を一生懸命考えないといけないのかなと思います。国立大学の先生は、学生が来なくてもいいというようなことを言っていますが、国立大学も、来年から独立法人になって、来てくれなかったらどうしようもない、こっちから行かないといけないというふうに発想を変えているので、つい、裁判官もそうではないかと思ってしまいます。

委員：私、外国の訴訟、特許訴訟とか知的財産の関係の訴訟をかなりやっているんです。そうすると、その経験からしますと、東南アジアのある国では、裁判官と我々は、非公式に係属中の裁判の話ができるんです。こういうことが果たしていいのか、そういうことは本当に問題があるわけです。その国の裁判は非常に不当判決で、第一審で負けても、それで第二審にすぐ上告になるのですが、最高裁も法理論だけではどうなるかわからないのです。弁護士に聞いてみても、何分の1ぐらいはそういうことは必ずあるということは、皆認識していました。

そういう世界と日本がいかに違うかということと、この間大阪高裁を退職した私の友人の裁判官とは、ずっと連絡はありますが、何十年か会ってなかったんですね。自分が退官したからおまえとは会えるなと言って、一緒に食事をしましたが、そういう話をたまたま新聞に書かせていただきました。

それは、実は逆に、今、前の委員がおっしゃったこととちょっと関係していると思うんです。ある意味で、私のその友人の裁判官は非常に厳格な人で、それで他と交わらない、昔、親友やった私とも、ひょっとしたら具合が悪いと思って会わなかったと。非常に極端な例かもわかりません。ですけど、裁判官の方々は、大体官舎のおつき合いしかしてないという印象を我々は持つておるわけです。その極端な例が私の友人のケースです。

そういうのは極端でしょうけれども、いわゆる一般庶民感覚というものが必要なのではないか、余りにこもり過ぎていらっしゃるんじゃないかというような印象を私は持っております。反対に、それは非常に公正が保たれる面ではいいかもわからないけれども、そういう印象がある。判決なんかを拝見しておっても、ちょっと違うかなというときもままあるように私は感じております。ですから、そういう意味でのおつき合いというんですか、他の社会との触れ合いというのが、やはり裁判官の方々には、今より必要なのではな

いかと思います。

それから、神戸は国際都市を標榜しておりますので、神戸の裁判所はそういう国際関係の事件に強いというふうな、何か特色みたいなのを持ってほしいなと思います。これは神戸のイメージアップにもつながるというふうに思うわけです。

委員：私は、司法情報の提供ということに非常に興味を覚えました。これから開かれた裁判所を目指すためには、どういう広報をしていくかということが大変大切だと思うんです。

例えば、先ほどお話しになっていた出張出前講師ですか、非常に興味深いイベントだろうと思います。裁判所がこんなこともおやりになっているんだなということがよくわかったんですけども、そうしたイベントをやりますというお知らせ広報ではなくて、やりましたという広報も必要だと思うんです。例えば、子供たちが夏休みを利用して裁判所のセミナーに参加している写真をホームページに展開して、実際に、そのときに子供たちがどういう反応をしたか、どんな質問をしたかなども広報することによって、ホームページを見た人が、じゃ、自分も今度行ってみようという気持ちになる。そういう打って出るような広報というんですか、そういうことが大事だと思います。

今のホームページを拝見いたしましたけれども、ネットサーフィンしながら興味を覚えて見に行きたいという感じのホームページではないですね。何か特別な用事がなければアクセスしないホームページになってますよね。広報という形の本当の意味でのホームページではないように感じもしました。裁判所のページは、全国一律同じパターンでつくられたページになっていますが、神戸地裁独自のページがあってもいいのではないのでしょうか。

例えば、子供達を意識して、裁判所の仕事やイベントなどをわかりやすく紹介するページなんかもあってもいいんじゃないかなと感じます。裁判所のことを学校で勉強したので、神戸地裁のページを見たらなかなかおもしろい、裁判所のことがよくわかった、そんな広報展開も必要なのではないのでしょうか。

委員：私は、裁判所とか、弁護士の方には世話にならないで一生過ぎるのが一番いいんじゃないかなと思っているんです。

初めての方でいきなり裁判所の受付へ行かれる方はあまりいないのではないかと思います。私がもしそういう立場になったら、とりあえず弁護士のところへ行って相談して、それから裁判所へ行くのではないかと思うんです。

そういう意味では、親しみのある裁判所ということで、我々もそういう勉強をしないといけないし、裁判所の方も今言われたような広報が大事じゃないかというふうに思います。出前講義の話とかありましたが、我々も、いろんな方に来てもらって、計画的に年間行事で組んで、いろんな話をしてもらおうんですけども、そういう中にこの裁判所の方に来てもらって話をしてもらおうのもいいなと、ぜひ取り入れたいなというふうに感じた次第であります。

委員：私は、専門事件に関係して申し上げます。先ほどの御説明でも、専門の事案の裁判というのは非常に長引いているというお話でした。紛争にかかわる鑑定をするということは、専門家にとっては非常に嫌な、避けるべきことなのではあります。社会的に非常に大事なことだと思います。

鑑定でも、調停でも、一人の専門家に負担がかかるということになるべく避けて、複数でやらせていただくということ、ぜひルーチン化してほしいと思います。1人で非常に大きな責任を持ってしまうということ、つらいところがございますので、せめて相談しながら鑑定なり調停に当たられるというような取り組みをしていただけたらありがたいと考えております。

もう1点は、質問なんです。通訳の手配はどうなっているのか。その通訳の方が本当に義務をちゃんと果たしていて、しかも、優秀な通訳をいつも簡単に紹介することができるのかどうか、お教えいただけたらと思います。

委員：広報関係について、やはり読んでもらえないんですね。一生懸命、知ってもらいたいことをPRしたいと思っているんですが、それがなかなか見ていただけない。結局は皆さんのニーズがどこを向いているのか、それをつかまないと、なかなか広報はできないというのが今の実態です。

そういう意味で、うちの広報に関しては、媒体ごとにモニター制度をつくらせて、少しでもニーズにあったものをもとっています。

もう一つ広報に絡んで言えば、数年前、不祥事事件があったんですね。そのイメージが悪い。そういうことで、逆に、その仕事をもっと役に立っているんだよという方向で自分たちがPRしたい。こんな思いで取り組んだこ

とがありました。そのときは、例えば、地元の小学生たちと一緒にその仕事について考えました。さらに、ホームページで、それぞれでこんな身近なことをやっているんですよとPRしました。そんなちょっとした取り組みもいいのかと思います。それぞれの支部がありますから、それぞれどんなことをやっているのか、その辺のPRをひよっとしたらやられたら、身近なものになってくるんじゃないかと、そんなふうに思います。

委員：直接に裁判所に来る方は余り多くないと思います。司法書士とか弁護士とか知り合いの方に聞いて、やっところちへ来られるので、できるだけ裁判所に来るということを、もっと敷居を外して来れるような、親しみやすい裁判所に一般的に感じられるようなこととしまして、ちょっと考えたのが、見学会です。いろいろな自治会とかに頼みまして、ツアー見学会を行ったりするのもいいかなと思います。それから、旅行会社とかにPRをお願いして、バスツアーに裁判所を組み込んでもらうというのもよいかと思います。どうしても裁判所は当事者しか行かないもの、怖いものというのがあるんですね。もうちょっと親しみやすい何かがあればいいかと思います。

それともう一つ、このごろデパートや銀行や病院とかに案内の方がいらっしゃいますよね。裁判所も皆さん慣れて来られるわけじゃなくて、初めて来て、ことに高齢の方や身体の不自由な方などとまどう方も多いと思われま。そういうときにこちらですよと案内してあげると、すごく安心できますし、親しみやすくなるのではないかと思います。

委員：皆さんのおっしゃっていることはそのとおりだと思います。私たちに欠けているのは、やはり、そういう意見をくみ上げる、お聞きする機会が、今まで少なかったということだと思うんですね。例えば、今、委員がおっしゃった、裁判、調停などというときに裁判所に行くかという弁護士だ。では、ずっと弁護士のところへ行けるかという、その問題もまたあるわけなんです。そういう意味で、こういう機会をもっと頻繁に開いていただいて、活用していただけたらと思います。

それから、裁判所というのは役所であり施設であり組織ですから、ハードとソフトが両方いる。ハードというと何かというと、人、物、金なんですよ。裁判官が忙しいということを言われてますけども、もうちょっと裁判官

がふえればもうちょっと楽になるだろうという気が私もしておりますし、そうすれば弁護士としてももう少し仕事がやりやすい、ということは依頼者の方も助かる。

それから、調停でもそうですよね。なかなか次回の日が入らない。当事者がオーケーして調停委員も行けるのに日が入らない、これは部屋の問題。そして調停主任の裁判官の問題、これは人の問題なんです。人を解決しようとすると金がいる。調停室をふやそうとすると金がいる。日本の役所の中では、裁判所というのはこう言っちゃ失礼だけど、清廉潔白はいいんですけど、予算をおとりにするのが一番下手なお役所です。だから、逆に、そこら辺の御注文があれば、我々がその応援団をやったっていいじゃないかと思うんです。それぐらい我々がやったっていいし、そのためには、さっき議論が出てた決議が必要だったら決議をやる。もっとフランクにこの委員会を裁判所にも活用いただきたいし、我々もいろんな意見を上げていく、そんな委員会にできたらなと思っております。

委員：通訳事件のことでお尋ねがありましたので、説明します。

法廷通訳人の方は、特殊な言語、希少言語でなかなか通訳人がおられないのは別として、韓国語、中国語、あるいはベトナム語であるとかフィリピン語とか大体よくある事件の言語の通訳人の方は、かなり優秀な方を必要なだけ確保できているというふうに思います。もちろん、今おられる方だけじゃなくて、新たに通訳人を養成する必要がありますので、通訳をやりたいという方がおられましたら登録をして研修とかセミナーとかをやって、そして、法廷通訳に慣れていただいて、法廷通訳人として少しずつ勉強していただいて育っていくという、そういうふうないろんなセミナーとか研修とかというのをやっております。

それは神戸地裁でもやったり、あるいは大阪高裁の方でもやったりして、少しずつそういう輪を広げていこうということでやっております。ただ、希少言語は、なかなか、元々そういう方が少なかったりというようなことで難しいものがございますが、そういうのは高裁なんかで希少言語を対象にして、また、そういうセミナーを開くということで、何とか確保するように努力しております。

(6) 次回テーマ

委員長：今の御意見をまとめさせてもらいますと、調停の問題が一つ出たと思います。それから裁判の長期化、迅速な裁判の実現ということがあったかと思えます。一番多くの方がおっしゃったのは、裁判所広報の在り方を考えるということと、あるべき裁判官像、裁判官の育成の在り方という問題。それから専門訴訟の関係ですね。大体そんなところかなと思います。

いずれも議論していただいて意見を聞かせてほしいテーマとっております。次回は、一番御意見の多かった裁判所広報の在り方について御意見をいただくということにいたしましょうか。(全員うなずく)では、裁判所広報のあり方ということで次回テーマを決めさせていただきます。

(7) 次回期日

平成16年2月20日(金)13:30~16:00

委員長：熱心な御議論ありがとうございました。これで、やっと神戸地方裁判所委員会は船出できました。次回から、ますます活発に議論、意見交換していただきまして、いいアイデアなどを提供していただければありがたいと思えます。私どもは、皆様の御意見を真摯に受けとめまして、神戸地裁の運営に参考とし、改善に努めていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。